

火の見櫓等解体撤去委託仕様書

この仕様書は、火の見櫓等解体撤去業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

地元自治区の申請により老朽化した火の見櫓等を解体撤去する。

2 委託内容

(1) 委託場所及び撤去内容

場 所	撤 去 内 容	
豊田市石畳町中道 70-3	火の見櫓解体撤去、基礎撤去	必要書類の作成・提出
豊田市豊松町宮下 16-1	火の見櫓解体撤去	※詳細は、「(5) 必要書
豊田市池田町前田 296	火の見櫓解体撤去、基礎撤去、	類」を参照

(2) 履行期間

委託期間の開始日から令和8年2月27日まで

(3) 作業日及び休日

ア 委託作業日 原則、月曜日から金曜日まで

※ただし、「国民の祝日に関する法律」で定める祝日及び年末年始（12/29～12/31・1/2～1/3）を除く。

イ 作業日については、契約者（以下「乙」という。）と発注者（以下「甲」という。）との間で事前に協議するものとし、自治区行事等に支障がない日程とする。

(4) 作業時間

ア 午前8時から午後5時までに、所定の作業を終了することを原則とする。

イ 所定時間以外で作業が発生する場合は、甲及び自治区と事前に協議すること。

(5) 必要書類

提出時期	提出書類	
ア 着工前	・委託業務届出書	1部
	・工程表	1部
イ 着工後	・工事及び竣工写真	1部
	・委託業務完了届	1部
	・産業廃棄物マニフェスト	1部

(6) その他

ア 詳細な作業内容、位置等については、「積算書」及び「別図」を参照すること。

イ 甲及び乙は、本委託業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

3 安全管理及び物品の損耗等防止

(1) 委託作業は、通行人、通行車両等に支障のないよう、安全管理等十分な配慮を行うこと。

(2) 委託作業のため、備え付けの備品等を移動させるときは、事前に自治区の了承を得るものとし、損

傷のないよう留意するとともに、作業終了後はもとの位置に復すること。

- (3) 委託作業中に生じた災害及び物品の破損、汚濁等に対しては、乙がその責任を負うものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 道路占用及び道路使用の手続きが発生する場合は必要な手続きを乙が実施すること。
- (5) 通行止め等が発生する場合は、誘導員を適正な位置に配置すること。
- (6) 通行止め、片側通行等が発生する場合は、事前に甲及び自治区へ申出すること。なお、地域住民、自治区等への回覧、説明が必要な場合は乙にて実施すること。

4 作業内容の徹底

- (1) 乙は、作業責任者（作業員との兼務可）を設けなければならない。また、作業責任者は常に作業現場に勤務し、作業員の指導及び監視を行うものとする。
- (2) 乙は、受託作業の内容を作業従事者に徹底させなければならない。

5 作業の報告

- (1) 本契約を履行するにあたり、乙は委託業務届出書及び工程表等の必要書類を契約時に提出すること。
- (2) 作業完了後は、完了届、竣工写真（工事前、作業中、作業後）、産業廃棄物マニフェスト等の必要書類を延滞なく提出すること。

6 監督及び検査

本契約にあたり、甲は豊田市契約規則第2条に定める監督員、検査員を任命し、監督、検査を行なうものとする。

7 再委託の禁止

乙は、甲から委託された主たる部分である解体業務を他人に委託してはならない。ただし、その他の補助的な業務、または、附随的な業務、書類の作成等の軽微なものに該当する業務はこの限りではない。その場合は、甲の書面による承諾を得ること。

8 支払方法

- (1) 請求は、撤去完了後に一括で甲に請求すること。
- (2) 契約金額の支払いは、乙からの請求後に甲は一括で支払うものとする。